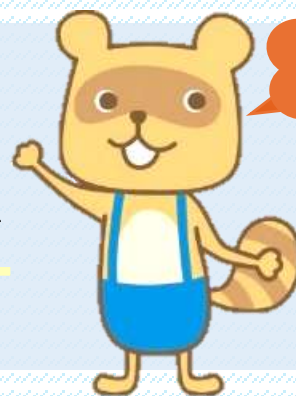


令和7年10月1日から

19歳以上23歳未満の方の 被扶養者認定の収入限度額が 改正されます



収入限度額が年額
150万円に
上がります

変更のポイント！

■対象者 年齢がその年の12月31日時点で、**19歳以上23歳未満の方**（組合員の配偶者を除く）。

収入限度額	改正前	改正後
年額	130万円	150万円
月額	108,334円	125,000円
日額	3,612円	4,167円
	未満	未満

※ 令和7年10月1日から適用します。

※ 収入の中に障害年金を含む方の収入限度額はこれまでどおり年額180万円未満

年齢はどの時点で判断するの？

所得税法上の取り扱いに合わせて、**その年の12月31日現在の年齢**で判断します。

下図のとおり、19歳に達する日※1の属する年の1月1日から22歳に達する日の属する年の12月31日までの間は、収入限度額が年額150万円未満となります。

	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年		
年齢	18歳 ▼	19歳 ▼	20歳 ▼	21歳 ▼	22歳 ▼	23歳 ▼	24歳～ 59歳	60歳※2 ▼
収入限度額	130万円	150万円/年額				130万円		180万円

／収入限度額が上がります！＼

※1 「〇歳に達する日」とは、誕生日の前日のことです。

※2 60歳以上の年齢の判断は、これまでどおり 60歳に達する日（誕生日の前日）。

<参考：令和7年末年齢>

生年月日	H19.1.2～ H20.1.1	H18.1.2～ H19.1.1	H17.1.2～ H18.1.1	H16.1.2～ H17.1.1	H15.1.2～ H16.1.1	H14.1.2～ H15.1.1
年末年齢	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳

／収入限度額が上がります！＼

令和7年中の収入限度額が150万円未満となるのは、誕生日が平成15年1月2日から平成19年1月1日までの方です。

具体的な認定・取消の例は？



組合員の子：22歳
平成15年12月31日生

(例) 子のアルバイト収入が、令和7年5～7月の3か月連続で月額108,334円以上（年額130万円以上となる見込み）となりました。
しかし、制度改正後の月額125,000円未満（年額150万円未満）でみると収入限度額内の見込みの場合、認定は継続されますか。

(答え) 令和7年10月1日以前に改正前の収入限度額を超過した時は、いったん認定取消手続きが必要となります（この例では、令和7年8月1日取消）。

その上で、制度改正後の収入限度額内に収まる見込みの場合は、令和7年10月1日を事実発生日として改めて認定手続きを行うことができます。認定の申告は事実発生日から30日以内に行ってください（30日経過後に申告された場合は所属所受理日からの認定になります。）。

	R 7 年		R 8 年
年末年齢	22歳 (R7.12.31に22歳到達)		23歳 (R8.12.31に23歳到達)
取消・認定日	R7.8.1 取消	R7.10.1 認定	R8.1.1 取消
収入	120万円 → R7.8.1以後 130万円以上150万円未満の見込み		
収入限度額	130万円/年額	150万円/年額	130万円/年額

収入限度額が上がります！

Q&A

Q1 学生であるかは要件ですか？

A1 要件ではありません。あくまでも、年齢によって判断いたします。

Q2 配偶者は対象になりますか？

A2 組合員の配偶者は事実婚の方を含め対象外です。なお、配偶者以外であれば、子、孫、弟妹など続柄を問わず対象となります。

Q3 年末年齢が19歳以上23歳未満の被扶養者についても「年収の壁・支援パッケージ」の対象となりますか？

A3 対象となります。パート・アルバイト等の給与収入がある方で、勤務先の人手不足等による労働延長等により収入限度額を超過した場合は、一時的な収入変動である旨の勤務先の証明（事業主証明書）を提出することで認定を継続できます。具体的な手続は、所属所の事務担当者に確認してください。

Q4 扶養手当の制度に変更はありますか？

A4 本改正は、共済組合の被扶養者認定に関するもので、扶養手当の収入要件の変更ではありません。
なお、収入増加により扶養手当が支給停止となった場合でも、被扶養者の認定要件を備えている場合は、要件変更手続を行うことで認定を継続できます。具体的な手続は、所属所の事務担当者に確認してください。

Q5 年間収入の計算はどのようにすればいいですか？

A5 従来と同様の年間収入の考え方により判定します。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととします。

※ ご不明な点は、所属所の事務担当者にお問合せください。

公立学校共済組合東京支部給付貸付課資格担当

(令和7年10月)